

**2013 年度 都道府県協会 公益目的事業等活動支援金 限度額について**

平成 21 年度第 11 回 JFA 理事会にて承認頂いた内容（「JFA メンバーシップ制度基本還元金」と「PHQ 支援制度」について）にて、平成 25 年度（2013 年度）都道府県協会に対する「基本交付金」ならびに「特別補助金」（今後は二つを合わせ「公益目的事業等活動支援金」と称する）の限度額を別紙資料の内容にて算出。

<別紙>

資料①：2013 年度 都道府県協会 公益目的事業等活動支援金 限度額

都道府県別の公益目的事業等活動支援金の限度額を下記内容にて算出。

① 基本交付金Ⅰ：

2011 年度都道府県別登録納付料 15%

② 基本交付金Ⅱ：

2011 年度 JFA 登録料総収入 30%×都道府県別登録指数

\*都道府県別登録指数：都道府県別登録数人口比を全国偏差値換算の上、指数化

※岩手県・宮城県・福島県については 2010 年度の登録数及び登録料をベースとする。